

第4章

施策の展開

基本目標 1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

基本施策 1 福祉サービスの仕組みづくり

施策の方向 1 相談・情報提供体制の充実

現 状

- 市では、各担当窓口のほか、「広報ざま」や各種リーフレットの配布、インターネットなどを通じて各種福祉サービスに関する情報提供を行っています。
- 身近な困りごとについては、市が相談に応じているほか、相談者の状況に応じて地域包括支援センター^{※10}、相談支援事業所などの関係機関や民生委員・児童委員^{※11}などが相談に応じています。

課 題

- 各種福祉サービスに関する情報が必ずしも必要とする市民に行き届いているとはいえないため、市民が必要とする情報を的確に入手することができるような仕組みを構築することが求められます。
- 相談相手の多くが近親者となっていることから、民間機関や地域の活力を生かしながら、誰もが身近で相談することのできる仕組みやアウトリーチ^{※12}による対応の充実が求められます。（巻末104ページ⑦、グラフ参照）

※10 地域包括支援センター：高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関。

※11 民生委員・児童委員：地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により市区町村区域に置かれている制度的ボランティアで、①住民の生活状況の把握、②援助を必要とする者への相談、助言等の援助、③福祉サービス利用者のための情報提供、④福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、⑤住民の福祉増進のための活動などを行っている。

※12 アウトリーチ：社会福祉援助技術を提供する機関や福祉サービスの一般的実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取組のこと。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇

個人の役割

- ・自ら積極的に、保健・医療・福祉に関する情報を入手します。
- ・困ったときは、民生委員・児童委員などに相談します。
- ・地域の連携した場に参加し、入手した情報を共有します。

地域（団体・事業者・社協）の役割

- ・行政や関係機関・団体と連携するとともに、イベントや地域活動において、積極的に福祉サービスの情報を発信します。
- ・インターネットなどを活用した、新たな情報提供ができる体制を整えます。
- ・誰もが気軽に相談できる場を増やすとともに、迅速に相談することのできる体制を整えます。
- ・自治会などを中心とした、地域に根差した情報提供体制を構築します。



行政の役割

(1) 情報提供体制の充実

- ・従来の取組にとらわれず、新たな情報提供媒体を活用するなど、市民に向けて積極的に福祉情報を提供します。

(2) 相談体制の充実

- ・子どもや高齢者、障がい者などに対して福祉サービスを提供する民間機関と連携し、相談体制の推進・充実に努めます。

(3) 地域における情報提供体制の充実

- ・地域に根差した情報提供体制を構築するため、自治会や地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます。）と連携するとともに、民生委員・児童委員などの地域に根差した相談を通じて福祉サービスに関する情報を提供します。

◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値	
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	
1	24時間健康電話相談相談件数	件	8,816 H26 (2014)	8,993	9,083	9,174	9,266	9,358
達成手段：チラシの配布などを通じて周知し、24時間電話での健康相談に応じることで、市民の健康増進を支援します。								

コラム：地域に寄り添い、ともにある～民生委員・児童委員を知っていますか？～

「民生委員・児童委員は地域の皆さんを見守っています。お気軽にご相談ください。」

民生委員・児童委員は、民生委員法によって厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域の皆さんの相談役として、そして、見守り役として、様々な活動を行っています。市では、最大で144人の民生委員・児童委員が委嘱されています（うち12人は児童委員活動のみを行う「主任児童委員」）。

民生委員・児童委員の活動の例として、ひとり暮らし高齢者の訪問・見守りがあります。事前に市に登録したひとり暮らしの高齢者を定期的に訪問し、生活の相談や、介護保険などの福祉サービスの利用の相談、利用に当たっての関係機関の紹介などを行っています。

また、子どもたちの見守りとして、登下校時の「あいさつ運動」や安全見守りパトロールを行っているほか、小学校の放課後の時間を利用して教育委員会が実施している「遊友クラブ」活動への協力などの子どもの健全育成への取組や子育て支援として、総合福祉センターのスペースを利用して、子育てサロン「子育てひろばよちよち」を運営しています。

こうした定例的な活動以外にも、地域の皆さんの相談に応じて、市、福祉事務所、地域包括支援センター、児童相談所、社会福祉協議会、地域の団体などと連携し、様々な機関をつなぐ橋渡しの様な役割を担っています。民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は固く守られます。

民生委員・児童委員は地域の皆さんに寄り添いながら、「地域福祉を支える縁の下の力持ち」として活動しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。



雪の中のあいさつ運動（子どもたちの安全も見守ります）



遊友クラブ活動の様子

（福祉長寿課）

施策の方向 2 福祉サービス向上のための仕組みの推進



現 状

- 利用者が適切なサービスを受けることができるよう「かながわ福祉サービス運営適正化委員会^{※13}」と連携し、福祉サービス事業者への苦情解決に向けた取組を行っています。
- 福祉サービスを提供する施設では、県内の評価機関のサービス評価を利用し、評価結果を公表しています。



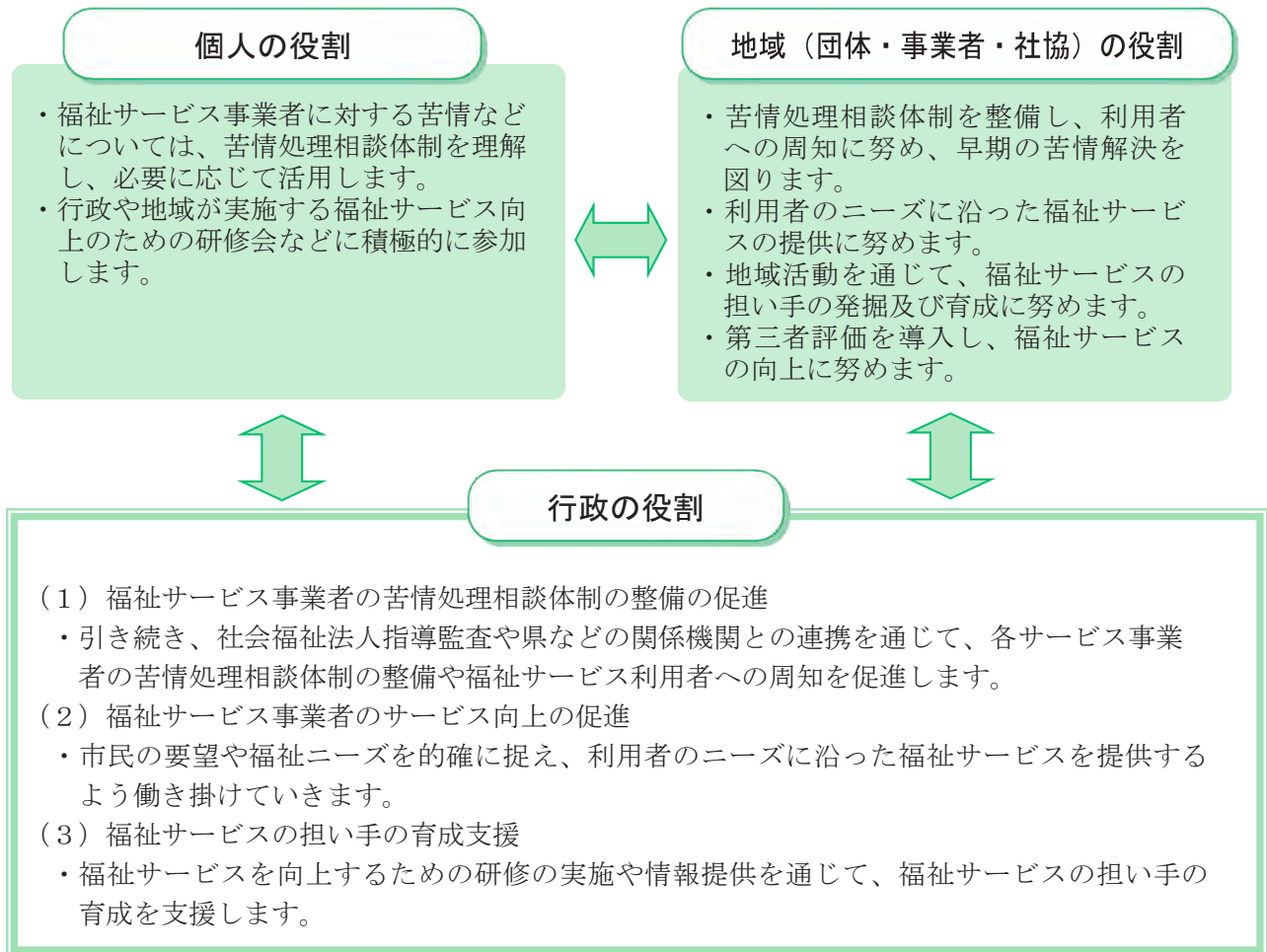
課 題

- 利用者から福祉サービス事業者への苦情や要望が申し立てられた場合に、サービス内容を公正に評価した上で、その苦情を適切に解決し、必要な改善を行っていく苦情処理相談体制を充実させるとともに、その仕組みを周知し、利用を促進することが重要です。
- 利用者一人ひとりが、適切な福祉サービスを受けることができるよう、利用者の要望や福祉ニーズを的確に把握するとともに、各種福祉サービスの充実と多様化を図ることが重要です。
- 福祉サービス事業者の組織運営やサービス内容を向上させるため、事業者に対して、第三者によるサービス評価の導入を促進し、その評価を活用して福祉サービス利用者の満足度を高めていくことが重要です。
- 事業者が良質な福祉サービスを継続的に提供し、更に向上させていくことができるよう、担い手を確保するとともに育成していくことが重要です。

※13 福祉サービス運営適正化委員会：福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し、利用者の権利の擁護を目的として都道府県の社会福祉協議会に設置される機関。福祉サービスの利用者が事業者とのトラブルを自力で解決できないときに、専門知識を備えた委員が中立的な立場から解決に向けた仲介を行う。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



基本施策 2 福祉サービスの充実

施策の方向 1 地域包括ケアシステムの構築



現 状

- 市では、高齢者人口、要介護認定者が年々増加しています。今後もこの傾向は続き、絶対数の多い「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）には、介護の必要な高齢者数が急激に増加することが見込まれています。
- 市では、生涯にわたる健康を維持するため、運動習慣を持つ市民を増やすための取組や、介護予防のための取組を行っています。
- 市では、高齢者保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホームなどの介護施設の整備を進めています。
- 市では、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら自立した生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援などが切れ目なく提供される、地域を基盤とする支援を総合的に取り組む「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。



課 題

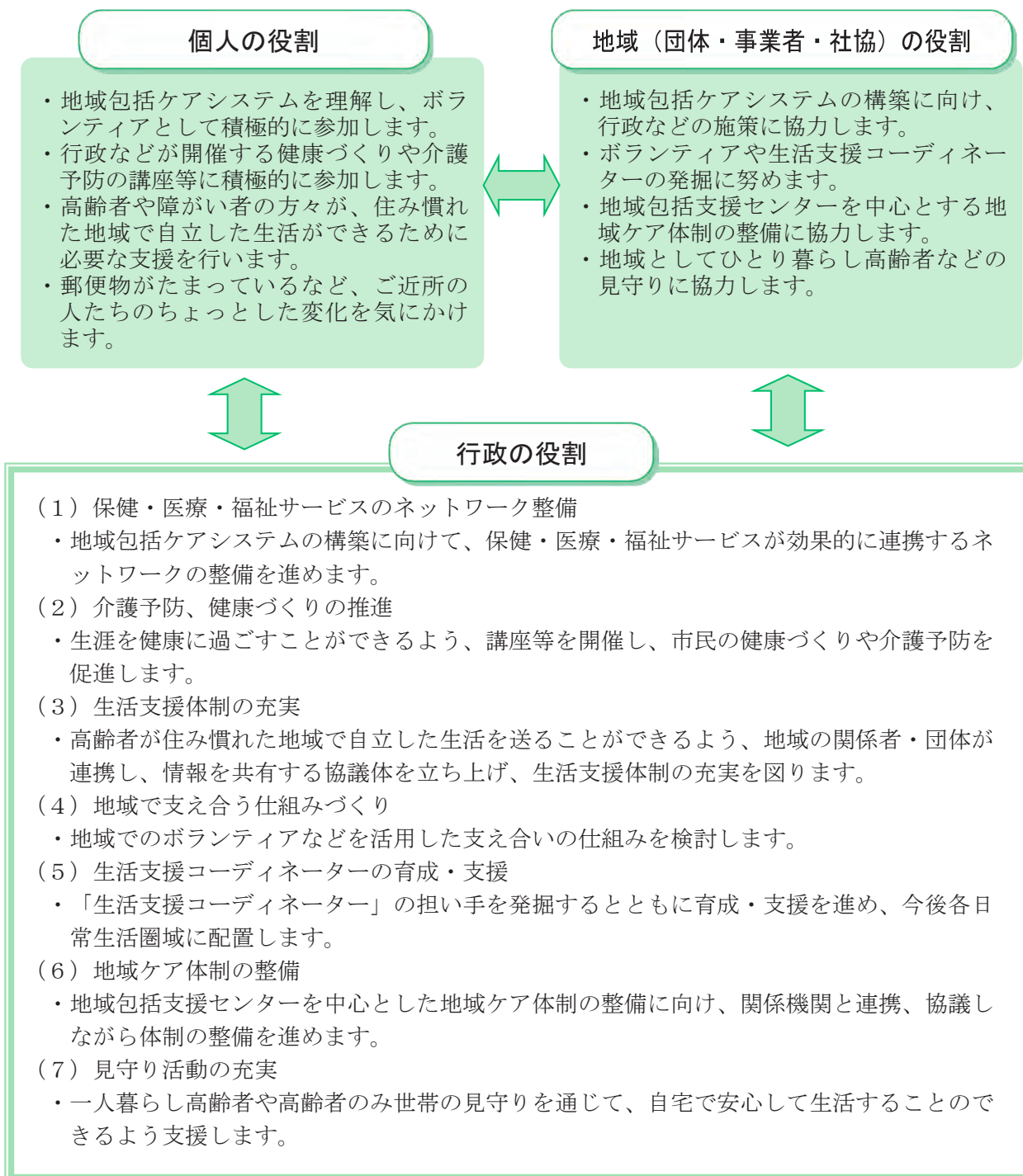
- 高齢者の見守りなどは公的サービスで全て対処することは困難なため、地域による支援体制を確立することが必要です。
- 地域における支援体制を整備するため、情報共有や連携強化を図る協議体の設置や、日常生活圏域^{※14}に配置する生活支援コーディネーター^{※15}の育成が必要です。
- 生涯にわたる健康づくりや介護予防の取組を進め、介護を必要とする高齢者の割合を現状から増やさないことが求められます。
- 地域包括支援センターを日常生活圏域に配置し、地域包括ケアシステムの基盤を整備することが求められます。

※14 日常生活圏域：介護保険事業計画において、当該市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況などを勘案して定めたもので、中学校区などが用いられることが多い。

※15 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整機能を果たす役割を担う人のこと。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値	
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	
1	介護を必要としない高齢者の割合	%	85.4 H27 (2015)	87.7	87.7	87.7	87.7	87.7
達成手段：介護予防事業を推進します。※現状値は H27 (2015) 10 月時点								
2	健康教育参加延べ数	人	2,701 H26 (2014)	2,800	2,800	2,800	2,900	2,900
達成手段：生涯健康に過ごすため、健康づくりや生活習慣病予防に自ら取り組むきっかけ作りができるように、健康教育の参加者を増やしていきます。								
3	「WE LOVE ZAMA!健康体操」年間参加延べ数	人	1,788 H26 (2014)	2,365	2,365	2,365	2,365	2,365
達成手段：講座を随時開催し、又はイベントなどに参加して健康体操を実践することで、市民への浸透を図り、WE LOVE ZAMA健康体操を実践する市民数を増やしていきます。								
4	ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数	人	1,098 H27 (2015)	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450
達成手段：一人暮らし高齢者を定期的に見守るため、民生委員・児童委員と連携し実施しています。今後対象者が増加するともものと予想されますが、未登録者も多く、制度の周知を図り、登録につなげていきます。※現状値は H27 (2015) 12 月時点								

コラム：地域包括ケアシステムについて ～地域に期待されること～

平成 26 年（2014 年）6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）が成立し、予防、生活支援、医療、介護を総合的に提供する「地域包括ケアシステムの構築」が介護保険法に明確に位置付けられました。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、介護予防、生活支援、医療、介護、住まいが総合的に提供される仕組みのことです。

地域包括ケアシステムでは、高齢者の生活支援や介護予防を推進していくため、介護保険事業者だけでなく、地域住民、NPO、ボランティア、社協など、地域の様々な担い手による介護予防・生活支援サービスが求められています。そのために「生活支援コーディネーター」が設置され、情報共有と関係者・関係機関の連携の強化等、地域の役割は重要なものとなっています。

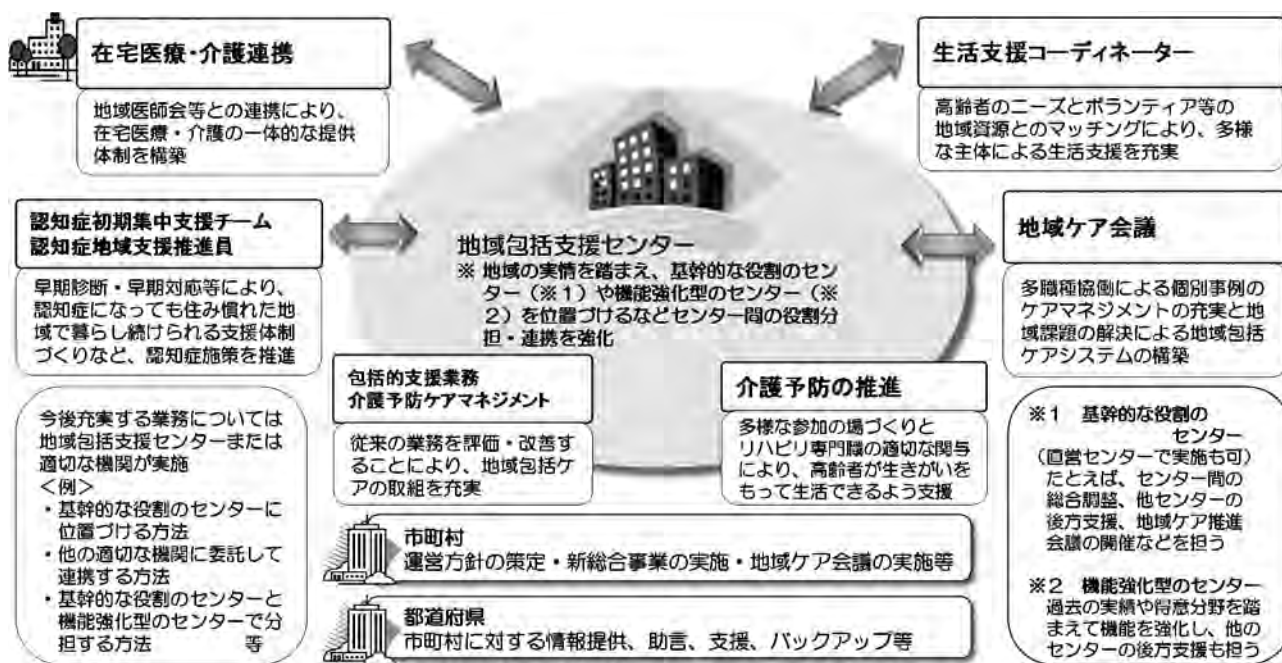
本市においても、高齢者の介護予防、生活支援の推進のため、高齢者の必要とするサービスを提供できる地域の人材の確保に取り組んでいきます。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



資料：厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料」より作成

【地域包括支援センターの充実（イメージ図）】



資料：厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料」より作成

コラム：地域と連携した高齢者支援を目指して

現在、認知症の方は増加傾向にあります。こうした中で、国は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指してオレンジプランを策定しました。

市では、オレンジプランに沿った事業を進める中で、地域住民を巻き込んだ取組の実施に向けた検討を行っていました。そんなとき、市社協の地区社協の担当者から認知症高齢者を支援するための勉強会を実施したいとの相談がありました。

これをきっかけに、地域包括支援センター、地区社協などと協議を重ね、相模が丘地区を認知症対策事業のモデル地域と位置付け、認知症勉強会、認知症サポーター養成講座を平成26年度から実施することができました。

また、認知症サポーター養成講座の修了者をフォローアップする取組として、商店街や地域の中を実際に歩いて徘徊高齢者を探すという、より実践的な「徘徊高齢者模擬訓練」を実施し、認知症の理解、周知を図ることを目指しました。

こうした取組事例を参考として、今後も増え続ける高齢者を地域で見守る体制作りを進めていきたいと考えています。

○徘徊高齢者模擬訓練

1 概要

徘徊者役のスタッフが任意に徘徊して、探す役の地域の方が、地域内の各商店を回り、見かけたかどうかを聞き取り、居場所を探す。

2 ねらい

- ① 商店においては、徘徊者に対する注意喚起につなげていく。
- ② 参加する方々には、搜索方法、聞き取り方法などを具体的に言い、より実践に近い研修を行っていく。
- ③ 認知症総合支援事業に係る事業を取り組む際の参考にしていく。



商店などへの聞き取りの様子

(介護保険課)

施策の方向2 障がい児・者への適切な支援



現 状

- 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向です。
- 将来にわたる生活の場（グループホーム）が不足しています。
- 障がい者が自立するための就労機会が不足しており、また、賃金が少ない現状があります。

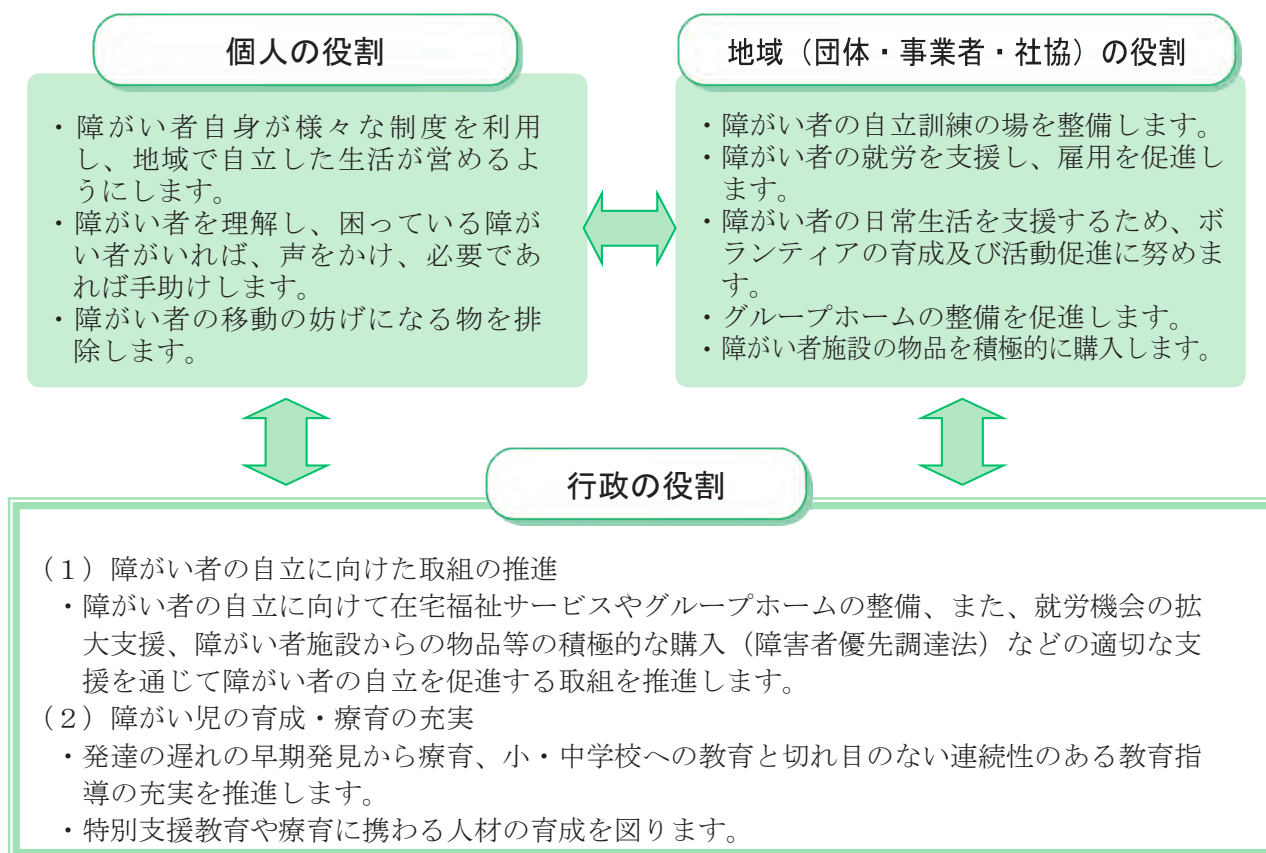


課 題

- 障がい者が地域で自立して生活することができるよう、グループホームなどの暮らしの場の整備や施設や病院からの地域生活に移行するための支援が必要です。
- 障がい者の就労機会の拡大や、就労継続支援などの充実が必要です。
- 障がい児が将来にわたって自立することができるよう、それぞれの個性と適性を生かした教育の推進が必要です。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

（年度）

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1 就労移行支援	人/月	23 H26 (2014)	24	26	28	30	32
達成手段：就労機会拡大については、公共職業安定所との連携を強化して一般企業等へ雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人の雇用に関する情報の提供に努め、就労に向けた支援体制の充実を図ります。							
2 共同生活援助 (グループホーム)	人/月	84 H26 (2014)	103	113	122	131	140
達成手段：地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームの整備について働きかけを行うとともに、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。							
3 児童発達支援	人/月	62 H26 (2014)	71	78	85	92	99
達成手段：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるよう、サービスを提供する人材の確保及び質的確保の支援を行います。							

コラム：座間市立もくせい園

市では指定管理制度を利用し、主に重度の知的障がい者を対象とした生活介護事業をもくせい園で実施しています。

もくせい園では、食事や排せつといった日常的な介護、それぞれの個性を活かした創作活動や様々なレクリエーションによる余暇活動の機会を提供し、利用者の自立性を重んじた日常生活及び社会生活の支援を行っています。

また、施設を一般に開放し地域の方々と協力して行う「もくせい園まつり」や障がいの有無にかかわらずどなたでも音楽に親しむことができる「もくせいコンサート」などの自主事業を通じ、障がい者理解の向上といった地域福祉の推進を担っています。

【一日の主なスケジュール】

時間 プログラム

9:00	活動開始、更衣	13:15	レクリエーション・スポーツ活動
9:40	音楽・体操	14:45	更衣
10:00	班活動（紙すき製品作成などの作業）	15:15	班ミーティング
11:40	メニュー選択、休憩	15:30	活動終了
12:00	昼食、歯みがき、休憩		



クリスマス会の様子



障がい者の手作り作品

(障がい福祉課)

コラム：発達に関する相談

発達に遅れや困り感のある子どもに対して、親子の遊び等を通して必要な支援にむすびつくよう相談・支援を行っております。

<①相談の種類は??>

就園前

保育園・幼稚園

小学校

巡回相談

内容 ・所属園へ出向いて、集団生活の観察をおこない、お子さんの問題や関わり方を一緒に考えます。

場所 所属園

就学相談

内容 ・就学を迎えるお子さんやご家族を対象に就学先を一緒に考えていきます
・教育指導課をご紹介します

場所 市役所

サニーキッズ（市委託事業）

内容 ・「生活」と「あそび」を柱に、日常生活における基本的動作の習得を目的としたグループを行っています。

場所 市役所

個別相談

内容 ・お子さんの心配ごとに相談や検査を実施します
・社会資源の提供をおこないます

場所 市役所

<②どんな相談ができるの??>

理学療法士
作業療法士

- ・お座りができない
- ・歩けない
- ・手先が不器用

言語聴覚士

- ・ことばがつかえる
- ・発音が聞き取りにくい
- ・ことばやコミュニケーションについて

臨床心理士

- ・成長や発達に心配がある
- ・集団行動や友達と関わるのが苦手
- ・落ち着きがない

(障がい福祉課)

コラム：一人ひとりのこころの居場所に「地域活動支援センターI型」

精神疾患やこころの健康問題は、今や身近なものとなっています。

現在、市内で唯一地域活動支援センターI型に指定されている「tisse（ティセ）」は、市内在住の精神疾患・精神障がいを持たれた方が安心して通える場所です。居場所提供、活動支援、個別支援を通じて精神疾患や精神障がいを持ちながらも、地域の中で自分らしくいきいき生活できるようサポートしています。

居場所提供（フリースペース）

- ・家以外で自分らしくいられて安心できる場所
 - ・生活リズムを整え、次のステップに進むための第1歩として自信をつける日中の居場所
- 利用者さんの感想①：スタッフやほかの利用者さんとおしゃべりをしたり楽しくカードゲームをしたり、ティセに来ると色々な人に会えるために気分転換になります。
- 利用者さんの感想②：自分のペースでパソコンをしたり、読書をしたり、仕事帰りに立ち寄ってほっと一息ついたり。緊張から解放され自分のペースを取り戻せます。

活動支援（プログラム）

- ・手工芸・スポーツ・調理などを通して、作業をやり遂げる力や集団への適応力等、個々の力を伸ばします。

【調理での事例】

仲間との協調性の向上：調理を通して、人と協力できるようになりました！

自炊力の獲得：基本的な調理方法を体験し、自炊の方法が学べます。一人暮らしの食事づくりに自信が持てるようになりました！

栄養バランスの向上：夕食提供プログラムに参加し、低価格でバランスの良い食事を定期的にとれるようになりました！

笑顔あふれる仲間との食卓の共有：一人暮らしでは味わえない、仲間と過ごす和気藹々とした食事の時間を楽しめます！

個別支援（個別面接・電話相談）

面接、電話での相談を受けています。日常生活の不安、困っていることなどスタッフが継続的に相談に乗り、問題解決や将来の目標に近づくために支援を行っています。

（障がい福祉課）

施策の方向3 子ども・子育て支援体制の整備



現 状

- 市内には、19の認可保育所があり、近隣市に比較すると施設の充実度合いは高いものがありますが、待機児童数はここ数年横ばいの状態です。民間保育所の新設や定員増などにより、受け入れ人数も増員されていますが、待機児童数の大幅な減少とはなっていません。
- 市内には、公民館などの社会教育施設で保育付き講座の保育ボランティアや育児サロン・子育て講座を企画運営している団体が、子育て支援に関わる活動をしています。
- 育児に関わる情報交換、相互の活動支援のため「子育て支援ネットワーク」が形成され、参加団体相互での情報交換や活動支援のほか、市などと連携した活動もしています。
- 市に対して暮らしにくいと感じている子育て世代の多くは、「子育てに関する環境が不十分」と感じています。（巻末100ページ⑤、表参照）

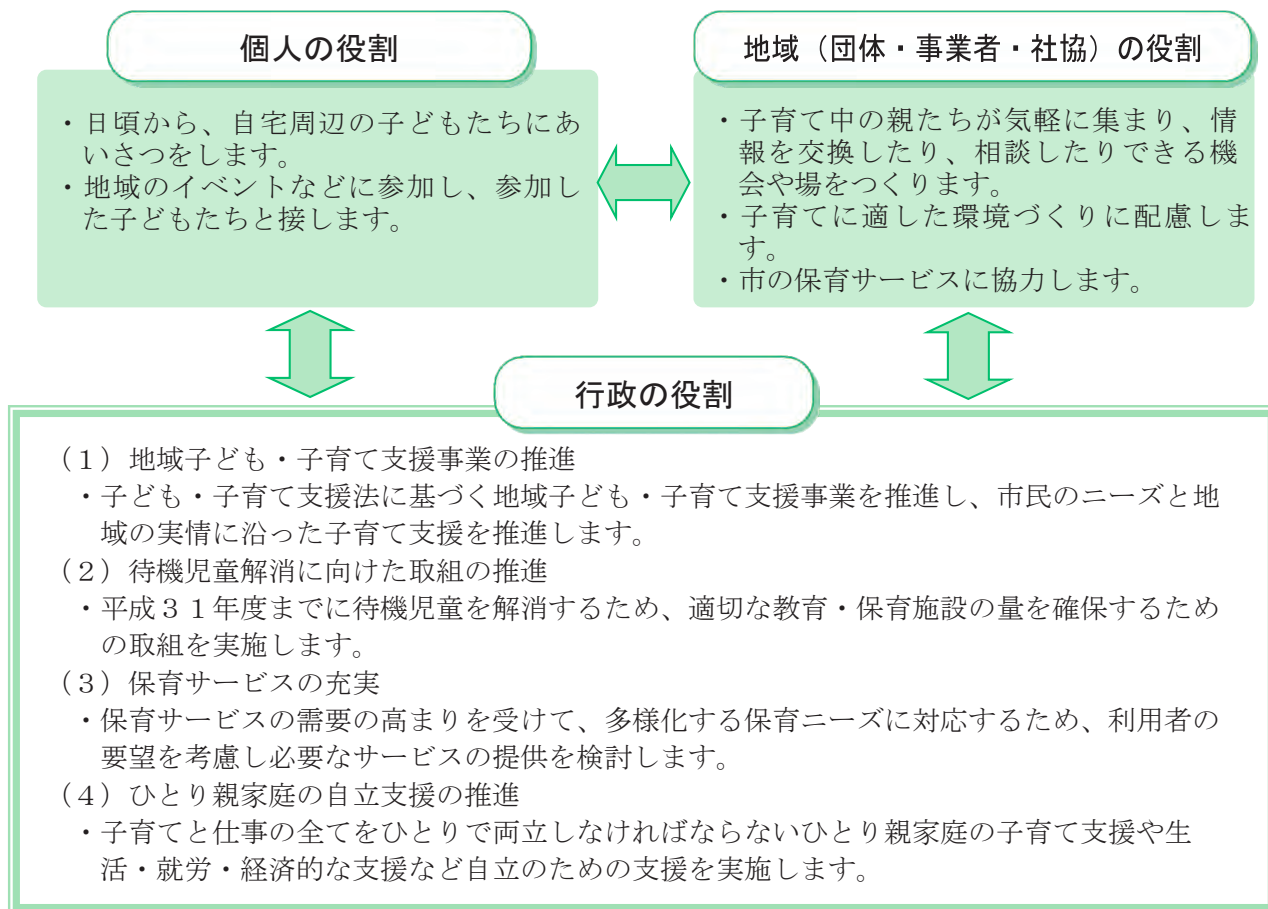


課 題

- 地域社会における人と人とのつながりの希薄化や核家族化により、家庭の育児負担が増加しています。また、父親の育児参加が必ずしも進んでいるとはいえないため、家庭の育児負担の大半は母親に集中する傾向にあり、負担を軽減する必要があります。
- ひとり親家庭の経済的負担の軽減や子どもの学習機会の確保など、ひとり親家庭が自立するための支援が必要です。
- 共働き家庭が増える中で、保育を必要とする家庭が適切な保育が受けられるよう、保育所の整備などの保育サービスの充実が必要です。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1 児童ホーム入所定員数	人	665 H27 (2015)	715	715	715	715	715
達成手段：平成28年度に待機児童ホーム1カ所を新設し、待機児童の解消を図ります。							
2 放課後子ども教室開設校延べ数	校	0 H27 (2015)	1	2	3	4	5
達成手段：放課後や週末等に小学校の余裕教室、運動施設等を活用して、子どもの安心・安全な活動拠点（居場所）を設けるため、地域住民の参画を得て、子どもたちのスポーツや文化活動などを支援します。							
3 保育所の定員増（0～2歳児）	人	486 H27 (2015)	504	521	539	558	558
達成手段：保育所等の整備を進め、待機児童の解消を図ります。							

コラム：『子育て支援センター』親子でリフレッシュ

子育て支援センターは、子育て家庭の親子が自由に集い、安心して遊ぶことができる施設です。

子育てアドバイザーが常駐しており、子育て関連の情報提供や子育ての不安・悩みを相談することができる場として子育て中の保護者の孤立感や不安感、負担感を軽減する役割を果たしています。

平成27年6月に市内3か所目の子育て支援センターを開設したのに合わせ、公募により3つの支援センターの愛称が決まりました。親子で利用しやすい子育て支援センターを目指しています。

《事業内容》

- ① 親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



「ざまりんのおうち かがやき」のプレイルーム

(子育て支援課)

施策の方向 4 生活困窮者等の自立に向けた相談支援体制の充実



現 状

- 平成27年度（2015年度）から生活困窮者自立支援制度^{※16}が始まり、生活困窮者への自立相談支援が始まりましたが、相談件数は増加傾向にあり、派遣労働や非正規雇用などの不安定な就労状況からの離職で生活困窮状態に陥る場合が多いことが分かってきました。
- 近年の生活困窮の背景には、経済的問題だけでなく社会的な孤立や医療問題など複合的な問題を抱える場合や、本人だけでなくその家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合が存在します。
- 生活保護世帯の高校進学率は全国の高校進学率に比べて低い状況であり、経済的に困難を抱える家庭でも同様の傾向にあると見込まれています。



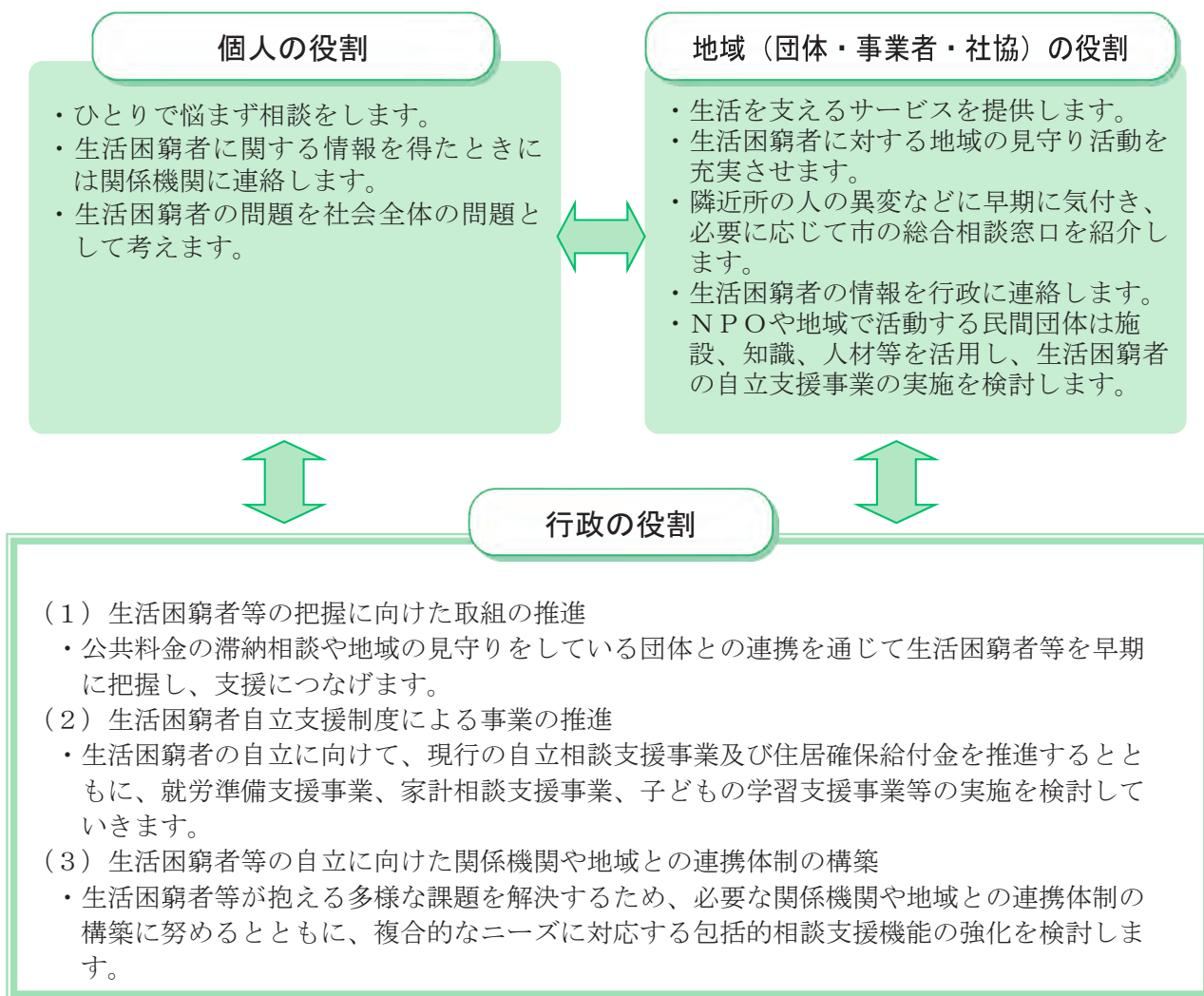
課 題

- 生活困窮者を早期に発見し、自立に結びつけるよう、地域と連携したアウトリーチが必要です。
- 社会環境が変化する中、生活困窮者に対する関係機関が連携して対応する取組や、相談窓口を含めた生活を支える仕組みづくりが必要となっています。
- 経済的な困難を抱える家庭の子どもは、その置かれている環境から将来、生活困窮などに陥る可能性が高いことが懸念されています。こうした連鎖を断ち切り、子どもたちが社会的に自立していけるよう適切な支援を行う必要があります。

※16 生活困窮者自立支援制度：様々な理由により経済的に困窮している人（生活困窮者）を支援する制度。自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援など、生活困窮者の状況に応じて必要な自立支援を行う。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇

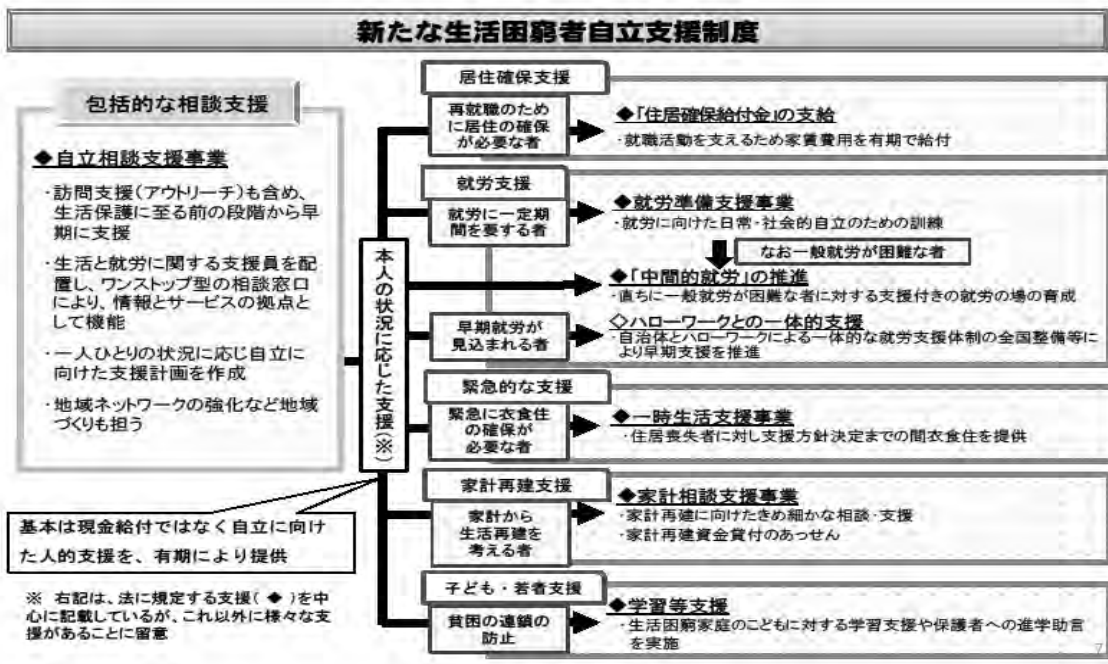


◇ 事業の指標 ◇

（年度）

	項目	単位	現状値	途中年度				目標値
				H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1	生活困窮者新規相談件数 (月平均)	件/月	17.3 H27 (2015)	18.0	20.0	22.0	24.0	26.0
	達成手段：公共料金の滞納相談や地域・市内の連携を通じて生活困窮者等を早期に把握し、支援につなげます。							
2	生活困窮者新規一般就労総数 (月平均)	件/月	3.7 H27 (2015)	4.3	4.7	5.3	5.7	6.3
	達成手段：生活困窮者自立支援制度やハローワーク、無料職業紹介事業を活用した就労支援を行い、就労につなげます。							

* 現状値は、平成27年（2015年）4～12月の平均値



資料：厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度について」より

コラム：生活困窮者自立支援法に基づく取組について

平成 25 年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立（平成 27 年 4 月施行）し、この法律に基づいて、平成 27 年度からは生活困窮者の自立支援のための事業が実施されています。

この事業は、生活が困窮し、生活を維持することができなくなるおそれのある人が、困窮状態から脱却し、自立して生活できるように支援していくことを目的としています。

本市では、自立相談支援事業と住居確保給付金の支援事業を実施します。

《自立相談支援事業》

生活困窮者に対する相談窓口を設置し、就労も含め自立に向けた相談や、必要な支援を行うための支援プランの作成、支援に必要な関係機関の紹介など、自立に向けて総合的な支援を行っています。

《住居確保給付金の支援事業》

離職により住宅を失った生活困窮者の就職活動を支えるため、期限を設けて「住居確保給付金」（家賃相当額）を支給する事業です。

市では、生活困窮者自立支援制度の対象となる人を把握し、福祉事務所やハローワーク（公共職業安定所）をはじめとした関係機関と緊密に連携し、支援を展開していきます。

また、生活困窮者への支援を行う際には、自治会、民生委員・児童委員、住民による日常的な見守り活動が重要です。

地域全体で生活困窮者を支えていける体制を構築していくことが求められています。

コラム：「自立サポート相談のお知らせ」

働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは、社会に出るのが怖くなった…。

これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、児童といった特定の対象者・分野ごとに展開されてきました。しかし、近年、暮らしに困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合っている場合もあります。

そこで、複雑な課題を抱えて現行の制度だけでは自立支援が難しい人に対して生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備するため、「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月からスタートしています。座間市では、生活援護課自立支援担当に自立サポート相談窓口を設け、相談支援を行っています。

暮らしに困る理由や状況は様々ですが、相談者の中では、例えば次のような事例で悩み、窓口に訪れた人が支援の対象となっています。

- ・ 離職後、求職の努力を重ねたが再就職できず、生活の不安を感じている人
- ・ 高齢で体の弱った親と二人暮らしを続けるうちに、地域から孤立してしまった人
- ・ 家族の介護のため、時間に余裕はあるが収入の低い仕事に移った人
- ・ いじめなどのために学校を中退し、引きこもりを続けるうち、社会に出ることが怖くなってしまった人
- ・ 家計の管理がうまくできないために、借金の連鎖を止められない人

これらは、自立サポート相談窓口での事例の一部でしかありません。日々の生活に困難を抱える方は、一人で悩まず、まずご相談ください。家族や周りの人からの相談も受け付けています。

どのような支援が必要か、相談支援員と一緒に考え、具体的なプランを作成し、相談者に寄り添いながら、自立に向けて支援します。

(生活援護課)

施策の方向5 権利擁護の充実



現 状

- 市社会福祉協議会では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどの日常生活自立支援事業を実施しています。
- 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方の権利を保護するため、家庭裁判所から選任された後見人が本人に代わって契約行為や契約の解除をすることのできる「成年後見制度」があります。
- 高齢者虐待の予防・早期発見、早期対応及び再発防止のため、市高齢者虐待防止ネットワーク事業運営委員会を設置し、高齢者虐待防止ネットワーク事業を実施しています。
- 障がい者虐待防止のため、市に障害者虐待防止センターを設置し、虐待の通報や届出、相談を受けて、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対応方法を協議し、解決に向けた支援を行っています。
- 児童虐待防止のため、市要保護児童対策協議会において母子保健、保育園、幼稚園、学校、医療機関、警察などの子どもを取り巻く全ての関係者・関係機関が連携し、早期発見、早期対応を図っています。
- 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重のため、市に「DV相談窓口」を開設し、こうした問題に対して適切なアドバイスや支援などを行っています。



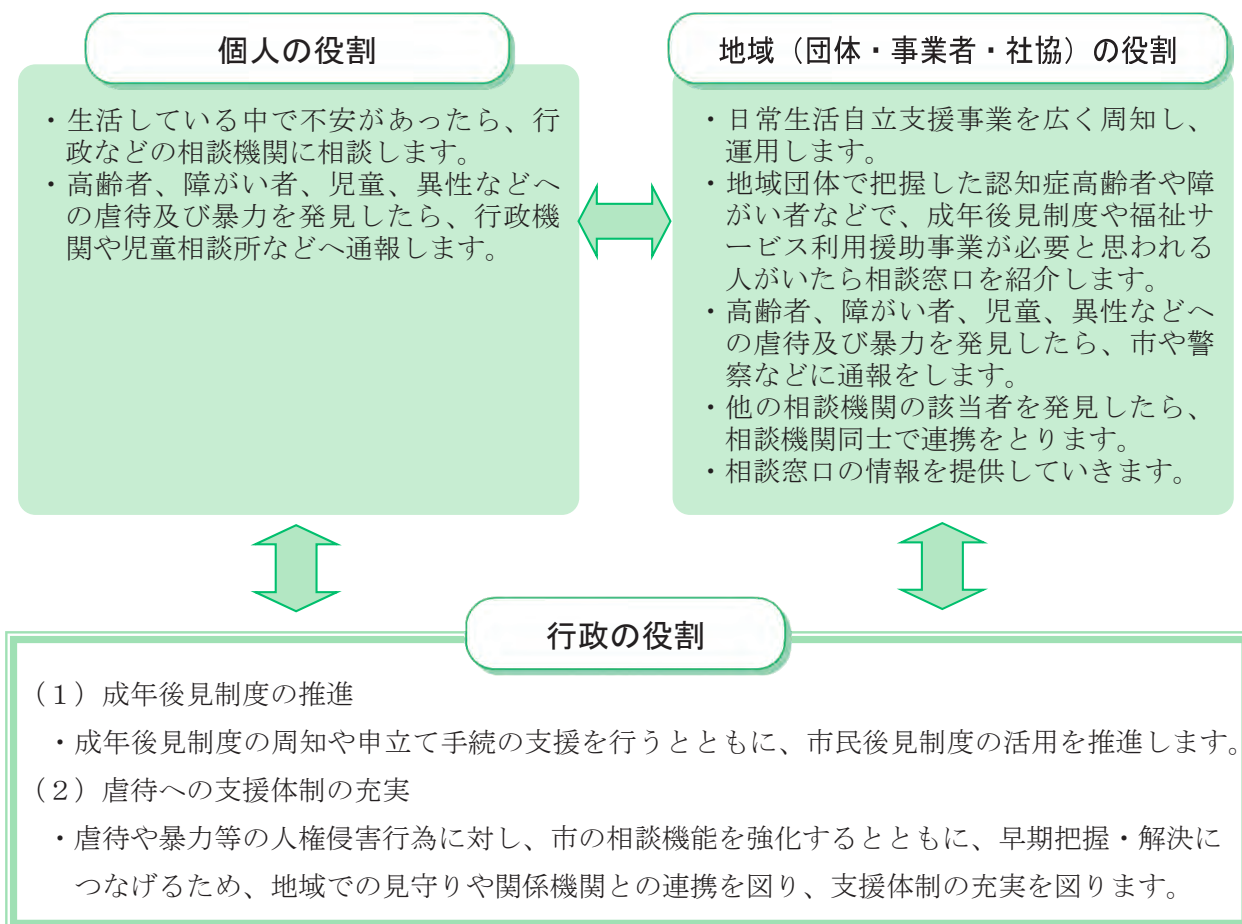
課 題

- 日常生活において本人の意思による金銭管理や契約行為が難しい方の権利と利益をしっかりと保護するため、法人後見制度や市民後見制度の充実が必要です。
- 高齢者、障がい者、子どもへの虐待や異性への暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス^{※17}））などが社会問題化しています。虐待や暴力は明白な人権問題であるという認識に立ち、防止策や関係機関との連携体制を充実し、適切な支援を行うことが求められています。
- 個人のプライバシーに配慮しつつ、地域と情報を共有し、連携しながら早期発見につなげる仕組みを構築することが求められています。

※17 ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）：夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった異性に対する暴力のこと。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力や性的行為などを強要する性的暴力も含まれる。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1 行政書士相談の実施回数	回	25 H27 (2015)	25	25	25	25	25
達成手段：行政書士相談の中で、成年後見制度の周知や申立手続を支援します。							

■ ■ 基本目標2 市民相互が助け合い支え合うまちづくり

基本施策1 福祉意識の向上

施策の方向1 福祉意識向上のための取組の推進

現 状

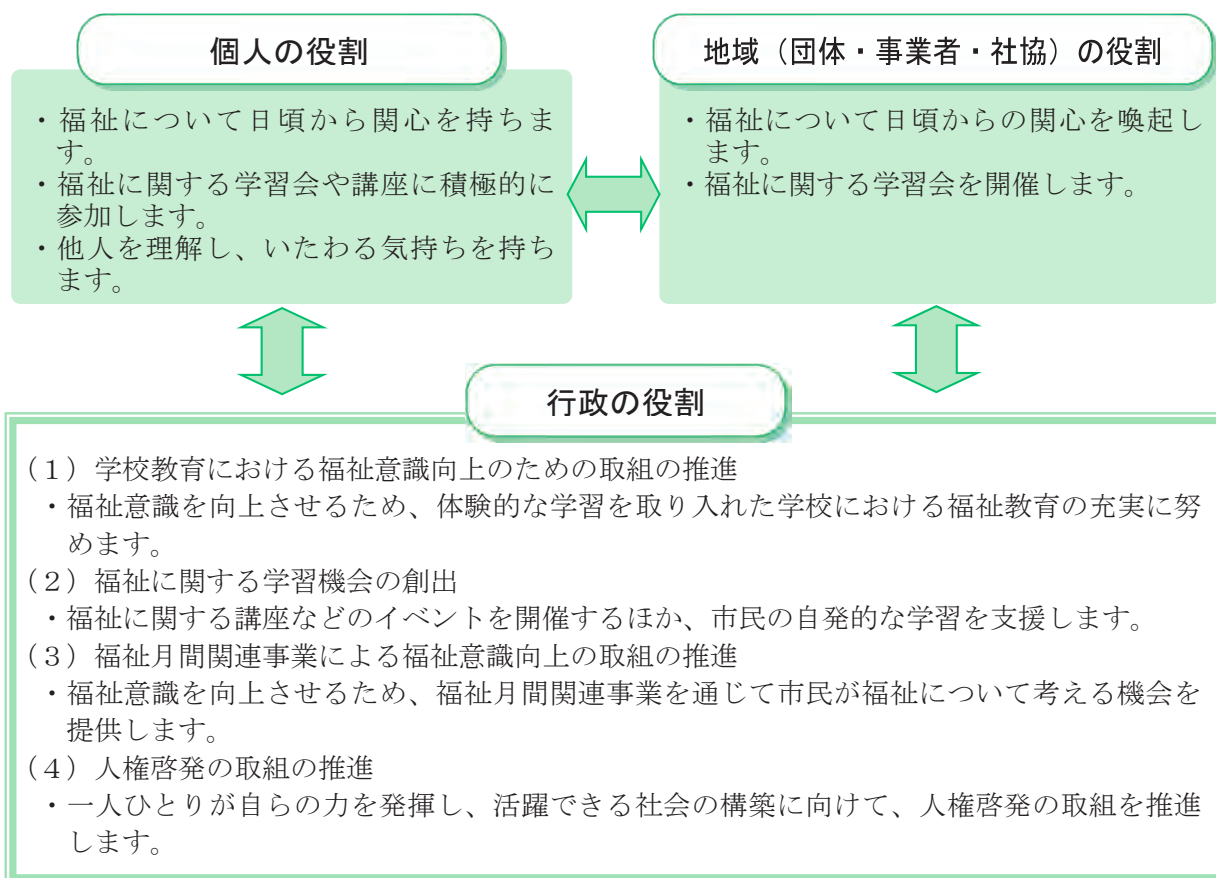
- 福祉への関心度は、「関心がある」が4人にひとり、「ある程度関心がある」が半数以上となっています。（巻末99ページ①、グラフ参照）
- 市では、「豊かな心を育むひまわりプラン」において、目指す大人像のひとつとして「温かな心で人とかかわり合い、奉仕の心で人の役に立つ。」を掲げ、学校教育の場において、家庭、地域と協力しながら、将来を担う児童・生徒の育成に努めています。
- 市では、市民を主役とした生涯学習を推進するため、市民の要望を踏まえた各種学級・講座の開設や、市民の生涯学習意欲を高めるための取組を進めています。
- 市では、福祉月間関連事業の取組として、障がい者・高齢者の作品展の開催や市内福祉功労者、福祉推進作文・標語の優秀作品の表彰の実施を通じて、市民の福祉意識の向上に努めています。
- 市では、一人ひとりの個性を尊重する人権意識を高めるため、講座の開催などを通じた啓発活動を行っています。

課 題

- 地域福祉の主役となる市民一人ひとりの福祉への関心を高め、地域における支え合いを促進するため、学校や地域などでの福祉に関する学習と体験の機会を更に充実させていくことが必要です。
- 知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に対する市民の理解は十分とはいえず、引き続き人権意識を高める取組が必要です。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1 福祉意識向上についての教育活動に取り組んだ学校数	校	6 H27 (2015)	8	11	13	15	17
		達成手段：定例校長会議や学校訪問を通じて「こころ・ときめき事業」で福祉意識向上の教育活動を推進するように依頼していきます。					
2 市民自主企画講座実施件数	件	4 H26 (2014)	5	7	7	7	7
		達成手段：市民の地域に対する関心を高め、自発的な学習を支援するため、市内で活動している団体の講座実施を支援していきます。					
3 市民に向けた健康講座や高齢者の生活に役立つ講座開催回数	件	3 H27 (2015)	3	3	3	3	3
		達成手段：地域市民の生活やニーズを考慮した講座や教室を実施していきます。					

(年度)

項 目	単位	現状値	途 中 年 度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
4 小・中学校の児童・生徒の福祉推進作文・標語応募率	%	59.9 H27 (2015)	60.5	61.0	61.5	62.0	62.5
5 人権教育研修を取り組んだ学校数	校	4 H27 (2015)	6	9	12	15	17
6 人権啓発の講演会や講座の開催回数	回	2 H27 (2015)	2	2	2	2	2

コラム：座間に輝く福祉の心～ふれあいフェスティバル～

市では、毎年9月を福祉月間と定め、市民の福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する様々な催しを行っています。その中でも特に注目のイベントが、市主催の福祉大会と市社会福祉協議会主催の社協福祉まつりが一体で開催するふれあいフェスティバルです。

一人ひとりの心が輝く～福祉大会～

福祉大会では、福祉関係で功労のある方や障がいから自立した方などを表彰する福祉関係表彰、市内小・中学生及び市民から応募のあった福祉推進作文・標語の入選作品の表彰、座間市社会福祉協議会会長表彰・会長感謝を行っています。

式典の中では、福祉関係表彰受彰者の体験発表や福祉推進作文・標語の最優秀作品の朗読も行っており、身近な福祉を改めて考える良い機会となります。是非ご家族・ご友人お誘い合わせの上、ご来場ください。

また、福祉関係表彰の受彰者名や福祉推進作文・標語の入選作品は、市ホームページで公開していますので、是非ご覧ください。

みんなで取り組むみんなの福祉～社協福祉まつり～

社協福祉まつりは、住民同士や団体同士の「つながり」を重視し、企画者（社協）・協力者（企業やNPO・福祉団体など）・来場者（市民など）がそれぞれに達成感や満足感を持てるような企画を実施しています。

開催に当たって毎年テーマを設定し、そのテーマに沿ったプログラムをそれぞれが行っています。平成27年度のテーマは、「福祉のつながりが、もっとたのしくなる!!」です。

手話や点訳、要約筆記などを体験する「福祉オリエンテーリング」のほか、車いす体験、福祉相談コーナーなど多くの催しが目白押し。さらに、福祉施設や地域の福祉団体が出店する模擬店などが会場を大いに盛り上げ、その反響の大きさからイベント終了時刻前に受付終了や売切れが続出してしまうことも多々あります。

楽しみながら福祉体験ができる福祉まつりは例年開催しています。皆様のご来場をお待ちしています。



福祉大会の様子



社協福祉まつりの様子
(福祉長寿課・市社会福祉協議会)

コラム：身近な「福祉」を学ぶボランティアサマースクール

市社協内に設置されているボランティアセンターでは、市内の中学生や高校生、大学生を対象にしたボランティア学習として、毎年夏休み期間中に「ボランティアサマースクール」を開催しています。

ボランティアサマースクールでは、ボランティア活動の心構えやボランティアサークルの協力による車いす体験、高齢者体験、視覚障がい者体験などの様々な学習を行うとともに、市内にある様々な福祉施設で数日間ボランティア活動を行います。

日常の学校生活では味わえない学習や高齢者、障がい者、子どもとのふれあいを通じて、参加した学生の新たな成長を垣間見ることができます。

また、ボランティアサマースクールには市内の様々な学年の生徒が集まっているため、同じ学校の同じ学年の生徒ばかりではなく、上級生や下級生、他の学区の学生など、普段では関わり合えないつながりが生まれています。

平成25年度からは防災教育も取り入れ、座間市消防本部やざま災害ボランティアネットワークの皆さんと共に、災害発生時の備えや、消防職員の訓練体験など、新しい取組も行っています。

また、この取組をきっかけに新たなボランティア活動へのきっかけとなった事例もあります。

防災教育をきっかけに東日本大震災の被災地へのボランティアバスツアーに参加した学生が中心となって、被災地の仮設住宅での生きがいづくりを支援するため、布草履制作の材料となる使用済みのTシャツを学校ぐるみで集めて被災地に送った取組が、神奈川県表彰を受けました。

今後も、ボランティアサマースクールを通じて一人ひとりが身近なボランティア活動への一歩を踏み出し、活動を広げていくきっかけになればと考えています。

(市社会福祉協議会)

基本施策2 身近な地域での福祉の促進

施策の方向1 市民相互の交流の促進



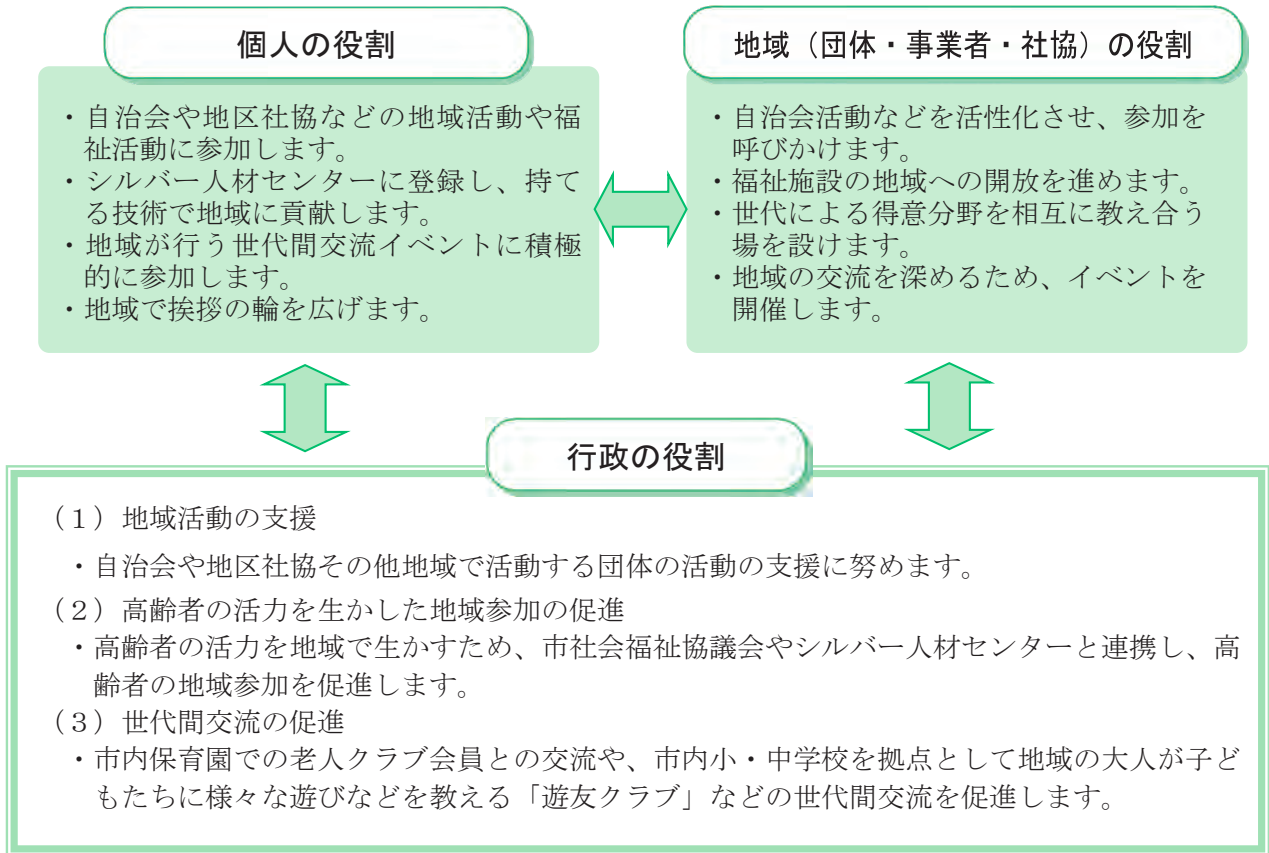
- 地域での交流は、年代が下がるにつれて希薄化している傾向がみられます。
- 自治会の加入世帯数や加入率は、年々減少する傾向にあります。



- 一人ひとりがその立場や個性を生かして地域の中で活躍し、支え合うことが求められています。
- 今後も地域交流の希薄化が進んでいくと見込まれるため、市民相互の交流を促進する上で重要な役割を果たすだけでなく、地域の支え合いにおけるリーダーシップをとる自治会や地区社協などの団体の地域活動を活性化させることが必要です。
- 高齢者の持つ様々な知識や経験を地域活動の中で生かし、世代間交流などを通じてあらゆる世代に継承していくことが必要です。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1 市民活動サポートセンター登録団体数	団体	202 H27 (2015)	229	236	243	246	250
達成手段：市民活動サポートセンターの開所時間を改善し、市民活動を支援するイベントを充実させることで登録団体数の増加を目指します。							
2 シルバー人材センター会員数	人	703 H26 (2014)	760	780	790	800	810
達成手段：高齢者の多種多様な就業及び社会参加の機会の確保・提供・能力の活用を図るため、事業を展開するシルバー人材センターを支援していきます。							

コラム：空き店舗を活用したサロン活動

誰もが気軽に集い、お茶を飲みながら様々なお話をしたり、歌を歌ったりすることができるサロン活動。市内でも様々な場所で地区社協や住民主体のサロン活動が行われています。

相武台駅南口からかみが沢公園方面に歩いて2分のところにある「相武台ふれあいサロン」は、空き店舗のオーナーから「地域で住民が気軽によりあえる場所が作りたい。」という相談を平成25年に受け、協力者を得ながら活動を開始しました。

開設日は毎週月・水・金曜日（不定休）の午後1時から3時まで。集まった皆さんでお茶を飲みながらお話をしたり、歌を歌ったりと様々な企画を行っています。

最初は参加者が全くいないという日もありましたが、口コミや回覧などを通じて徐々に増加し、今では店舗内に多くの方が集まるようになりました。

サロンの運営には少なからず費用がかかりますが、お茶やお菓子などは、住民の皆さんが持ち寄って賄うほか、参加者の畑で採れた野菜で余ったものや古着などをサロンに寄付をされ、欲しい方が購入することで、その収益金を水道光熱費に充てています。

今では常連の方も増え、時には参加者ご自身が先生となって歌を歌ったり、紙細工を作ったりと、全員が「お客さん」にならない運営をされています。

市内には他にもさまざまな形でのサロン活動が展開されており、自治会や地区社協区域を対象にしたサロンや長寿会などの老人クラブが主体となって行われるサロン、認知症予防や介護予防を目的としたサロンなど、様々な活動があります。

皆さんも是非お近くのサロン活動に参加してみませんか？



鉄道唱歌替え歌体操の様子

(市社会福祉協議会)

施策の方向 2 市民相互の支え合いの促進



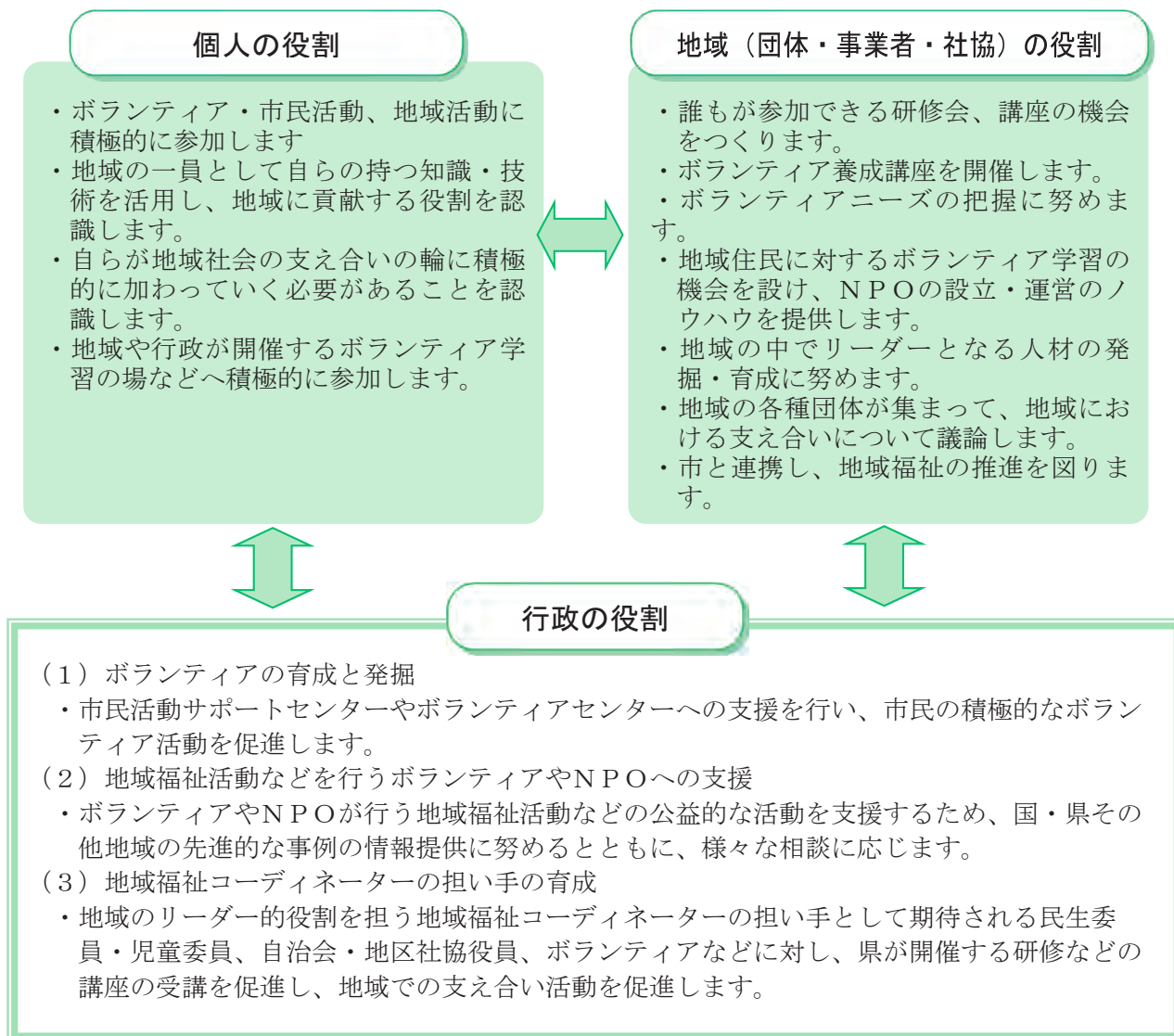
- ボランティア活動の経験者は、「環境美化に関する活動」、「高齢者に関する活動」、「スポーツや文化、芸術に関する活動」に多く従事しています。（巻末 116 ページ②、グラフ参照）
- ボランティア活動への意欲を示した人は、今後必要な地域活動として、「高齢者に関する活動」、「環境美化に関する活動」、「スポーツや文化、芸術に関する活動」などを挙げています。（巻末 118 ページ⑤、グラフ参照）
- ボランティア活動等、地域活動への市民の参加を促進する上で、困っている人や助け合いの場等についての情報を得やすくする、ボランティアなどの活動拠点の整備、福祉活動の意義と重要性をPRすることなどが重視されています。また、市民が考える地域の範囲として、「自治会」が最も強く意識されています。（巻末 114 ページ⑤、101 ページ①、グラフ参照）



- 市民のボランティアへの参加意向は高いものの、一人ひとりの日々の生活において継続的に活動することが難しい状況であり、様々な生活様態の方がボランティアに参加しやすい環境づくりが求められています。
- ボランティアやNPOなどの活動意欲を高めるため、引き続き適切な支援を行う必要があります。
- 地域福祉のリーダー的役割を担う人材を育成し、地域での支え合いを促進する必要があります。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
福祉ボランティア個人登録者数	人	379 H26 (2014)	420	440	460	480	500
<p>達成手段：福祉ボランティアの育成と活動の支援を図るため、引き続き市社会福祉協議会と連携します。市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティアを希望する方や現在活動中の方の相談内容に応じた活動の援助、講座や研修会を開催して学びの場の提供、積極的な情報発信等を通じて福祉ボランティアの活動をサポートし、登録者の増加を目指します。</p>							

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
座間市内に事務所がある県認証のNPO法人数	団体	35 H26 (2014)	39	41	43	46	49
達成手段：市民活動サポートセンターを中心に、チラシ作りや助成金の獲得ノウハウなどの講座をはじめ、団体同士のネットワークづくりを推進し、団体の体力作りを支援するなど、市民活動団体への支援をはじめ、NPO法人になるための団体育成に努めます。							

コラム：「お互い様」の地域づくり～にににこサービス～

「にににこサービス事業」は、市民の皆さんが住み慣れた地域で、自立した生活が送れるように、協力会員があなたの自宅に訪問して家事と一緒にやる地域で支える仕組みのサービスです。

市内に居住する高齢者や障がい者、ひとり親家庭、産前産後の方で、日常生活の中で支援が必要な方が利用することができます。

サービスには、地域支援型と生活支援型の2種類があります。

「地域支援型」は、簡易な電球の交換・ゴミ出し・新聞及び郵便物の取り出し・病院の診察券出し・庭の果実や野菜の収穫などの軽易な生活支援を行います。

「生活支援型」は、家事支援（調理、買物、掃除、洗濯）や外出同行（通院、買物、散歩）のほか、見守りや話し相手など、介護保険などの他制度では賅えない部分の支援を行います。

このサービスは、地域（ご近所）の皆さんの助け合いの精神を基にしており、「困ったときはお互い様」を何より大切にする事業です。地域の一人ひとりがお互いにできることで支え合う、そんな事業にしていきたいと考えています。

(市社会福祉協議会)

コラム：自分の町を良くするしくみ～赤い羽根共同募金～

毎年10月より市内一斉に行われる「赤い羽根共同募金運動」は、都道府県を単位として、全国一斉に行う寄付金募集です。都道府県ごとの地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業・更生保護事業を行う関係施設・団体などの活動を資金面で支援することを目的として実施しています。

本市では市自治会総連合会のご協力による個別募金や市内の小・中学校、高校、事業所などによる団体募金のほか、市内の大型スーパーや駅などでは、市内の保育園や障がい者施設、ボーイスカウトの皆さんと一緒に街頭募金活動を行っています。ときには、ざまりんが募金に駆けつけてくれることもあります。

○共同募金ってなんだろう？

「共同募金」は、社会福祉法に基づき、あらかじめ募金目標額（配分計画額）・受配者（募金の配分を受け取る相手）の範囲・配分の方法を定めて行う計画募金です。神奈川県共同募金会に寄せられた寄付金は、神奈川県内の民間福祉活動を推進するために使われています（ただし、国内で大規模災害が発生した場合に限り、県域を越えて拠出（被災者支援）することができます。）。

私たちの住む座間市においても、赤い羽根共同募金の配分を受けて福祉施設の設備充実などに割り当てられています。

赤い羽根募金のつかい道は、はねっとデータベースをご覧ください。



赤い羽根募金の様子

（市社会福祉協議会）

■ ■ 基本目標3 誰もが暮らしやすいまちづくり

基本施策1 誰もが移動しやすいまちづくりの推進

施策の方向1 動きやすいまちづくりの推進



現 状

- 公共交通機関を補完するため、市内を循環するコミュニティバスを運行しています。
- 市では、放置自転車対策として市内の駅施設を中心に自転車の放置禁止区域4カ所を条例で定めており、広報・啓発活動を行っているほか、放置禁止区域の放置自転車の撤去作業を行っています。
- 市では、違法駐車対策として、「違法駐車追放運動」を警察、交通安全協会等と協力して実施し、広報・啓発活動を行っています。
また、開発区域において自動車駐車場及び自転車駐輪場を整備するよう指導しています。

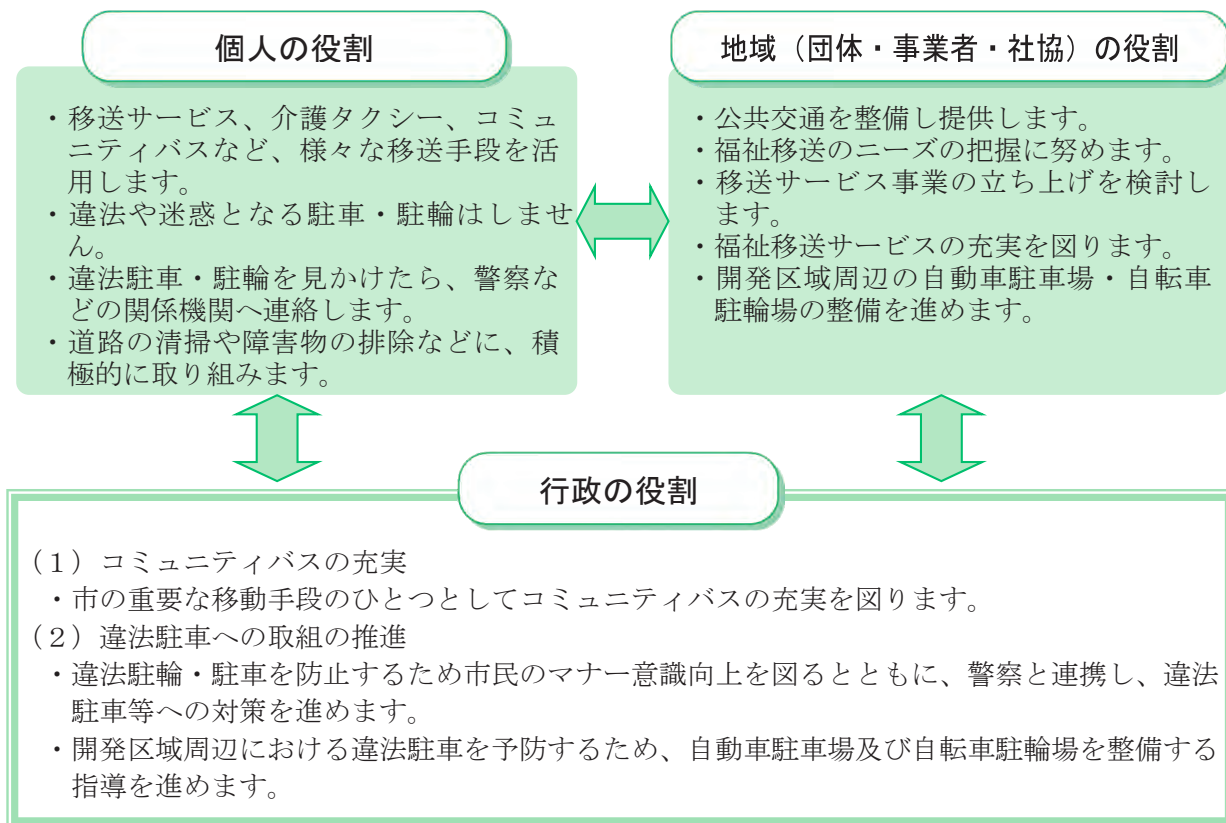


課 題

- 移動に制限のかかりやすい高齢者や障がい者が安心して生活し、あらゆる社会活動への参加機会の自由を確保できるよう、移動しやすい社会環境を整備する必要があります。
- 放置自転車や違法駐車への対策を進め、一定の効果を上げてきてはいますが、引き続き取組を進めていく必要があります。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1 コミュニティバスの利用者数	人	96,177 H26 (2014)	110,000	120,000	130,000	140,000	150,000
		達成手段：広報、ホームページ、各市施設における時刻表の配布等により、コミュニティバスを市民に幅広く知っていただき、年間利用者を約10,000人/年程度増やします。また、平成28年度中を目指しコミュニティバス運行見直しを行い、更なる利便性の向上を目指します。					
2 駅周辺の自転車放置禁止区域内からの撤去自転車の台数	台	349 H27 (2015)	300	300	280	280	270
		達成手段：違法駐輪・駐車を防止するため市民のマナー意識向上を図るとともに、警察と連携し、違法駐車等への対策を一層進めます。					

*ただし、2は暦年

施策の方向2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進



現 状

- 障がい者や高齢者にとって通行の邪魔になる歩道と車道の段差などの解消を進めています。
- 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、一定規模以上の施設のバリアフリー^{※18}化が進められていますが、既存施設の中には必ずしも高齢者や障がい者に対する配慮が十分でないものもみられます。
- 年齢、性別、障がいの有無や本人の能力にかかわらず、誰もが使いやすい製品や施設などを導入する「ユニバーサルデザイン」の考え方が普及してきています。



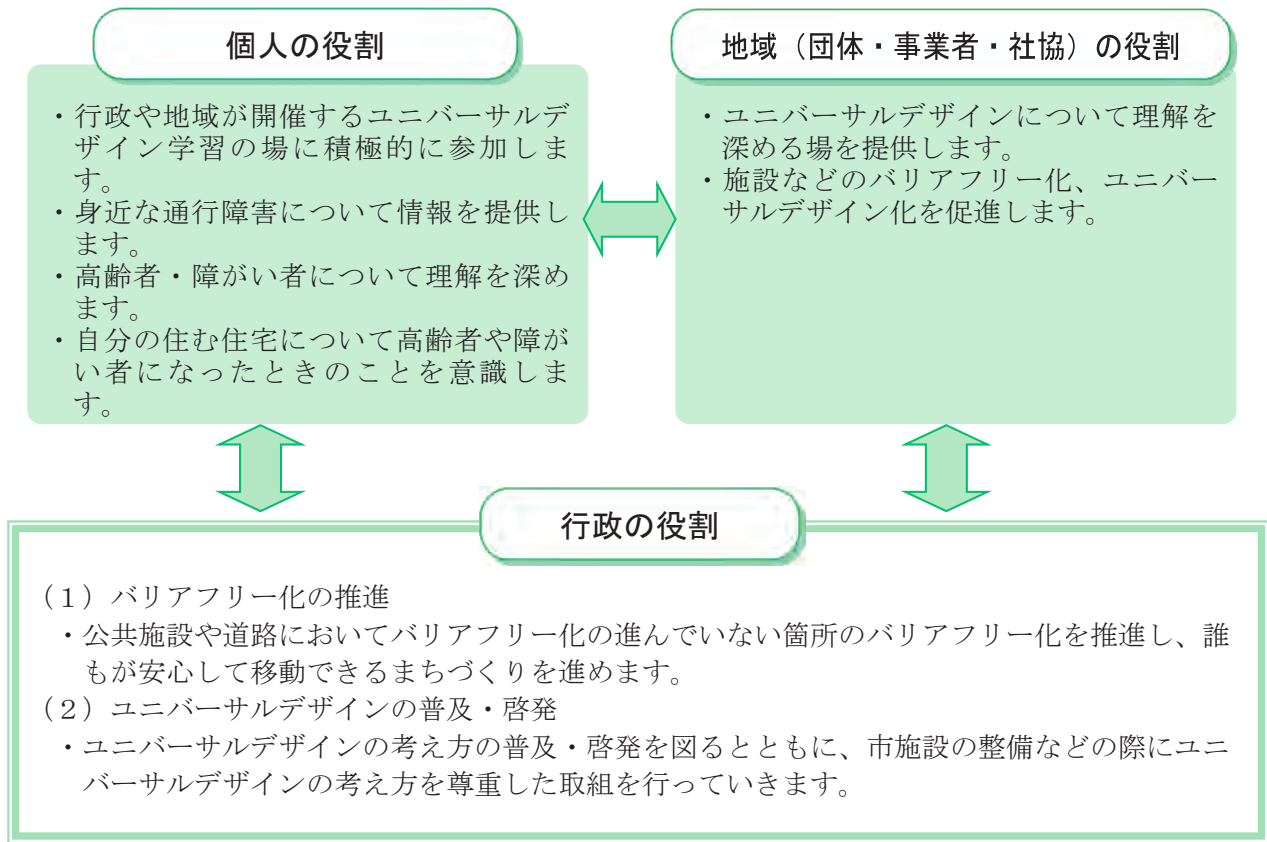
課 題

- 高齢者や障がい者をはじめ全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自由に行動できる社会環境を整備し、物理的障壁を取り除くバリアフリー化を進めていくことが求められています。
- 今後は「ユニバーサルデザイン」の視点に立って、市の施策を推進していくことも必要です。

※18 バリアフリー：高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年度)

項目	単位	現状値	途中年度				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1 歩道改善工事の延長	m	1,585 H26 (2014)	1,672	1,669	1,711	1,753	1,795
達成手段：歩道の舗装、段差などを改善します。							

基本施策2 安全なまちづくりの推進

施策の方向1 災害時における地域での助け合いの仕組みづくり



現 状

- 市では、避難行動要支援者を支援するため、地域で支援を必要とする方の名簿の作成や、地域との情報共有を進めていますが、支援体制づくりは十分な状況とはいえません。（巻末110ページ⑦、グラフ参照）
- 地域で実施している防災訓練などへの市民の参加率は、十分な状況とはいえません。（巻末108ページ①、グラフ参照）
- 災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人として、「家族・親族」や「配偶者」が主となると考えられています。（巻109ページ⑥、グラフ参照）

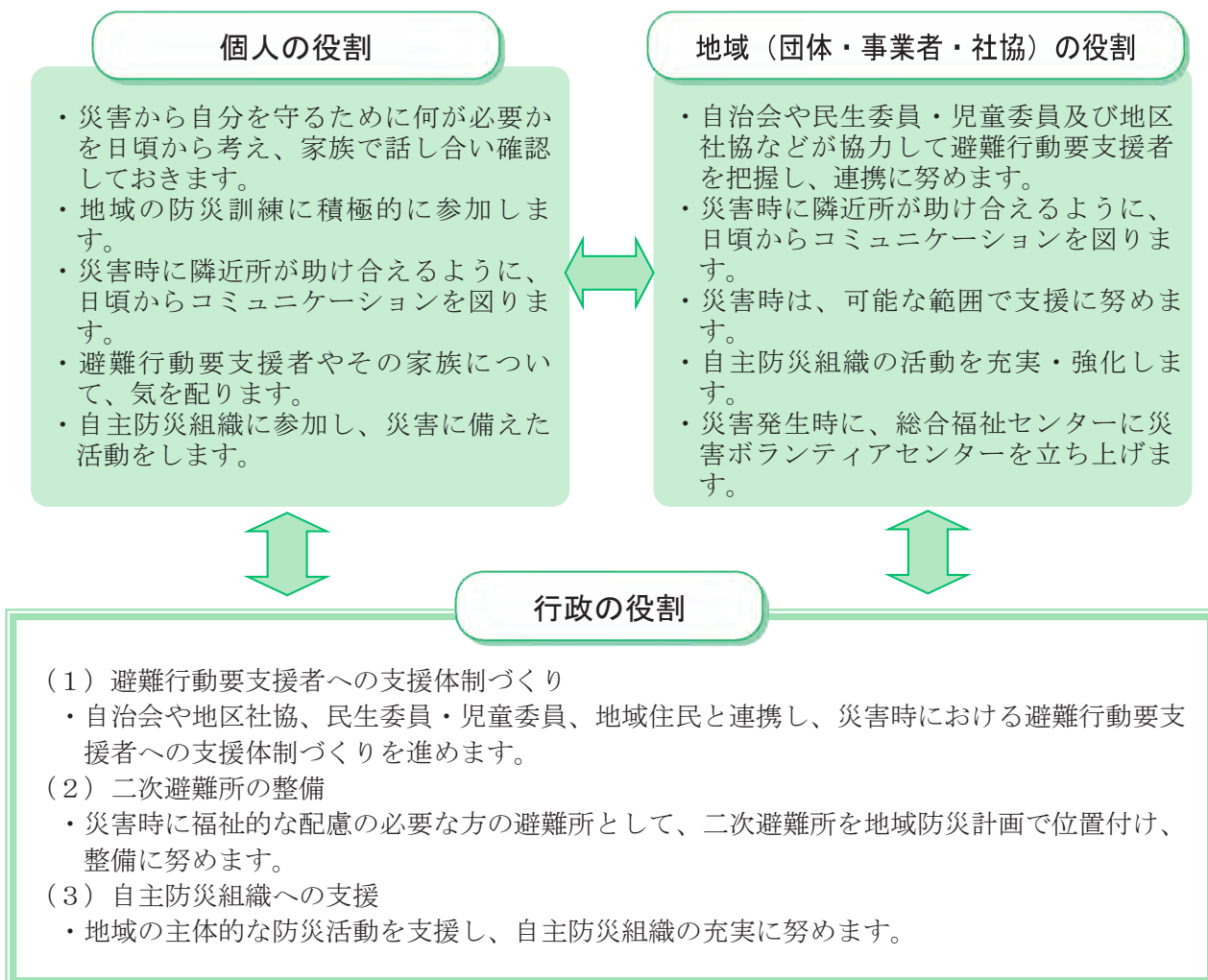


課 題

- 災害では、家族・親族などの近親者だけでは対応できない事態も想定されることから、避難行動要支援者への支援体制づくりを積極的に進める必要があります。
- 災害時に福祉的な配慮が必要とされる方に対応することのできる二次避難所の整備が必要です。
- 避難所となる施設などでの二次災害を防ぐため、施設の耐震性の確保などの災害に対する安全性を高めることが必要です。
- 災害時には地域での防災対策が重要となるため、災害時に備えた自主防災組織の主体的な取組を促進する必要があります。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

項目		単位	現状値	途 中 年 度				目標値
				H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1	自主防災組織率	%	77 H27 (2015)	77	78	78	79	80
	達成手段：防災・減災講座、防災講話、地域防災推進員の活動等を通じて、組織の結成を支援していきます。							

コラム：防災・減災講座 ～生き残らなければ、何も始まらない～

災害時、私たち一人ひとりには何ができるでしょうか。

市では、災害時に生き残るために何ができるのか、どのように備えるべきかを実際に学び、体験できる防災・減災講座を開催しています。

本事業の特徴は、市とざま災害ボランティアネットワークによる協働事業であるということです。行政主導の委託や補助事業と異なり、双方の発意のもとに、役割分担を決め、「生き残らなければ、何も始まらない」をキーワードに二人三脚で事業に取り組んでいます。

講座は本人や家族の防災・減災行動（自助）を中心としたコース、更に地域での防災・減災行動（共助）にも広げたコース、心肺蘇生、ロープワークなど実技の習得を目的とした体験型のコースを設定し、年4～5回開催しています。

災害時、行政による「公助」には限界があります。

市では、これらの講座を通じて災害時に自身や家族の身を守る「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」の必要性について市民一人ひとりが自ら考え、行動できるよう今後も講座を充実していきたいと考えています。



防災・減災講座の様子

(安全防災課)

現 状

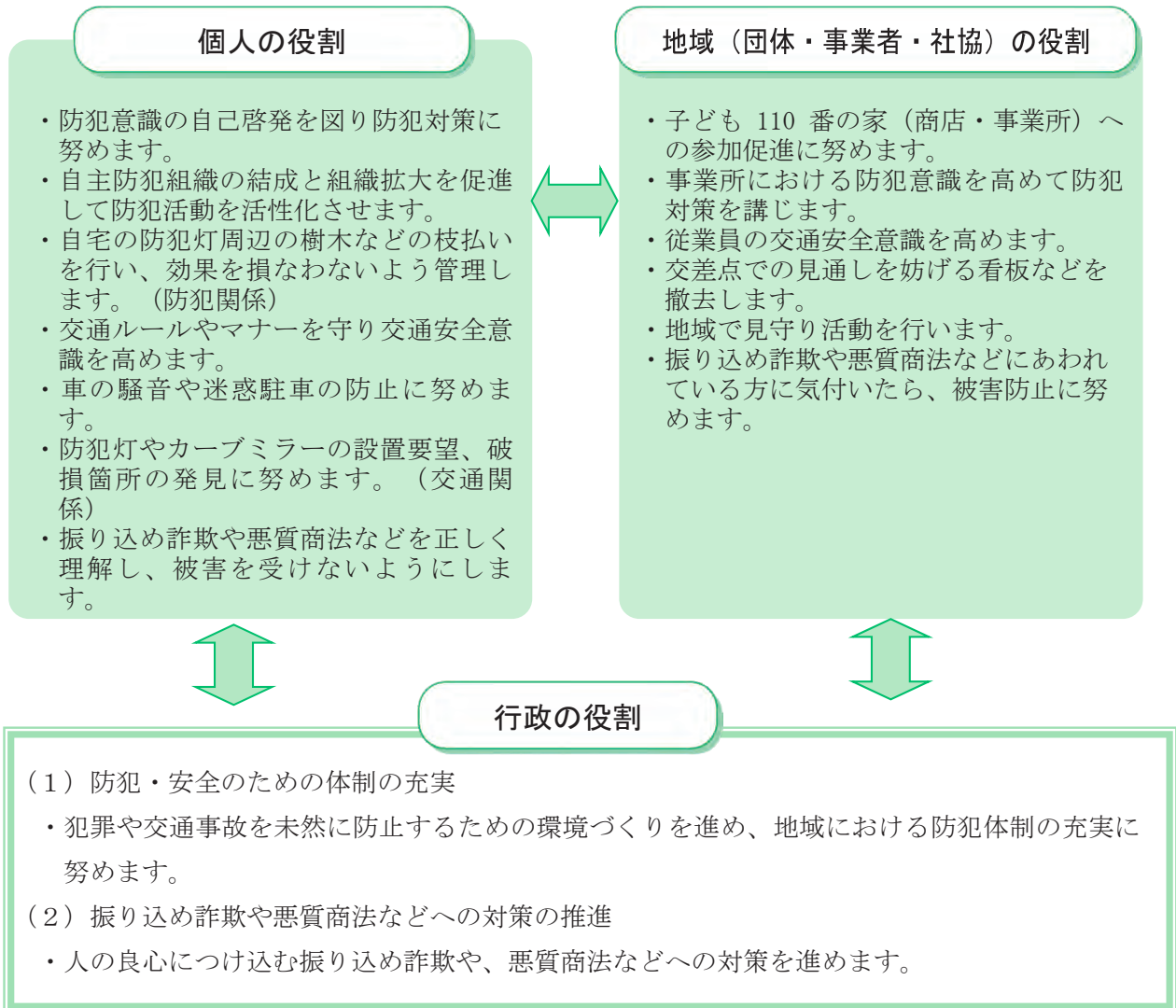
- 市民の交通安全教育や街頭交通指導などを行うため、交通指導員が活躍しています。また、学童の登下校時には学童交通安全指導員が通学路に立ち、学童に声をかけながら交通安全の指導をしています。
- 防犯対策として、各小学校の下校時間帯を重点とした防犯パトロールを行っています。加えて、明るく犯罪のないまちづくりのために通学路などへの防犯灯の設置をしています。
- 地域ぐるみで犯罪をなくそうと市民が自主防犯団体を立ち上げ、各自治会の地区内パトロールを行っています。
- 振り込め詐欺などによる被害を食い止めるため、市、警察署、防犯協会、市自治会総連合会、市PTA連絡協議会など31団体で構成する座間市安全安心まちづくり推進協議会では注意喚起などのキャンペーンを実施しています。
- 悪質商法などによる契約のトラブル対し、市消費生活センターでは専門の相談員が相談を受け、問題解決のためのサポートをしています。

課 題

- 地域の自主防犯団体の取組を支援し、犯罪のない地域づくりを目指して、引き続き地域全体で防犯対策に取り組む必要があります。
- 県交通安全対策協議会は、県内の自転車事故多発地域を毎年指定しています。市内は平成15年度から、ほぼ毎年その指定を受けています。自転車事故は毎年減少傾向にありますが、引き続き交通ルールとマナーを守る意識を育み、市内の交通事故を減らしていくことが必要です。
- 様々な手段を講ずる振り込め詐欺などの被害が後を絶たないことから、被害を食い止めていくために更に取組を進めることが必要です。
- 高齢者などが対象となりやすい悪質商法を未然に防ぐために、市民が正しい知識を身に付けるための取組を進める必要があります。

●● 実施事業の方向 ●●

◇ 役割分担 ◇



◇ 事業の指標 ◇

(年)

項目	単位	現状値	途中年				目標値
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
1 自転車交通事故多発地域 指定構成率	構成率	33.3 H27 (2015)	30.0	28.0	27.0	26.0	25.0
達成手段：児童・生徒、高齢者対象の交通安全指導、交通安全講話、交通指導員の事故防止街頭指導などを中心に警察、交通安全協会と連携して実施していきます。							

(年)

項目	単位	現状値	途中年				目標値	
			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	
2	交通事故発生件数	件数	426 H27 (2015)	420	420	410	410	400
達成手段：子どもや高齢者対象の交通安全指導、自転車安全指導などを中心に警察、交通安全団体と連携して事故防止策を一層充実し、実施していきます。								
3	刑法犯罪発生件数	件	910 H27 (2015)	900	900	880	880	850
達成手段：人を欺く振り込め詐欺や、悪質商法への対策を推進するとともに、自主防犯組織の拡充、支援を通して犯罪のない街づくり施策を一層進めます。								

